

令和4年度

実質収支に関する調書



実 質 収 支 に 関 す る 調 書



## 令和4年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		9,332,949,223,142 <sup>円</sup>
2	歳出総額		9,047,840,008,280
3	歳入歳出差引額		285,109,214,862
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	53,834,080,000
		(3) 事故繰越し繰越額	1,571,907,000
		計	55,405,987,000
5	実質収支額		229,703,227,862
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
71,321,363,000円 -	55,405,987,000円 =	15,915,376,000円

## 令和4年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,160,370,493,000 <sup>円</sup>
2	歳出総額		1,160,370,493,000
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

## 令和4年度東京都地方消費税清算会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,702,591,304,623 <sup>円</sup>
2	歳出総額		2,419,008,430,955
3	歳入歳出差引額		283,582,873,668
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		283,582,873,668
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

## 令和4年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		774,812,784 <sup>円</sup>
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		774,812,784
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		774,812,784
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

## 令和4年度東京都国民健康保険事業会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	1,110,232,205,379 <sup>円</sup>
2	歳 出 総 額	1,099,788,837,458
3	歳 入 歳 出 差 引 額	10,443,367,921
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	10,443,367,921
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

## 令和4年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	11,038,094,212 <sup>円</sup>
2	歳 出 総 額	2,719,724,256
3	歳 入 歳 出 差 引 額	8,318,369,956
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	8,318,369,956
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

## 令和4年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	3,266,718,309 <sup>円</sup>
2	歳 出 総 額	3,266,718,309
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

## 令和4年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	17,607,734,646 <sup>円</sup>
2	歳 出 総 額	17,607,734,646
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	0
5	実 質 収 支 額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額                      翌年度へ繰越すべき財源                      未収入特定財源  
 482,517,000円    -                      0円    =                      482,517,000円



## 令和4年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	2,009,017,577 <sup>円</sup>	
2	歳 出 総 額	296,178,581	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,712,838,996	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実 質 収 支 額	1,712,838,996	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

## 令和4年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	112,049,026 <sup>円</sup>	
2	歳 出 総 額	0	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	112,049,026	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実 質 収 支 額	112,049,026	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

## 令和4年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金 額
1	歳入総額	182,725,017 <sup>円</sup>
2	歳出総額	32,230
3	歳入歳出差引額	182,692,787
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実質収支額	182,692,787
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

## 令和4年度東京都と場会計

区	分	金 額
1	歳入総額	5,739,091,158 <sup>円</sup>
2	歳出総額	5,738,342,158
3	歳入歳出差引額	749,000
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	749,000
	計	749,000
5	実質収支額	0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	-	翌年度へ繰越すべき財源	=	未収入特定財源
69,749,000円		749,000円		69,000,000円

## 令和4年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金 額
1	歳入総額	149,080,995,945 <sup>円</sup>
2	歳出総額	146,687,663,228
3	歳入歳出差引額	2,393,332,717
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実質収支額	2,393,332,717
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
10,073,582,000円 -	0円 =	10,073,582,000円

## 令和4年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金 額
1	歳入総額	10,920,780,417 <sup>円</sup>
2	歳出総額	2,850,652,996
3	歳入歳出差引額	8,070,127,421
4	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実質収支額	8,070,127,421
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

## 令和4年度東京都都市開発資金会計

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	82,396,861 <sup>円</sup>	
2	歳 出 総 額	82,396,861	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実 質 収 支 額	0	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

## 令和4年度東京都用地会計

区	分	金 額	
1	歳 入 総 額	11,380,418,432 <sup>円</sup>	
2	歳 出 総 額	5,038,743,741	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	6,341,674,691	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	37,000
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	37,000
5	実 質 収 支 額	6,341,637,691	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
158,037,000円	37,000円	158,000,000円

## 令和4年度東京都公債費会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	1,088,398,894,255 <sup>円</sup>	
2 歳 出 総 額	1,088,398,894,255	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	0	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

## 令和4年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	2,978,265,975 <sup>円</sup>	
2 歳 出 総 額	635,947,110	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	2,342,318,865	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	5,681,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	5,681,000
5 実 質 収 支 額	2,336,637,865	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
6,988,000円	5,681,000円	1,307,000円